

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

〈説明〉

消費税率8%への引き上げに伴う地方消費税交付金の増収分については、社会保障経費の財源とし、その充当について予算の説明資料等においてあきらかにすることとされましたので、以下のとおり明示します。

（歳入）

地方消費税交付金（社会保障財源化分）

11,000千円

（歳出）

社会保障施策に要する経費

252,279千円

（単位：千円）

事業等	平成31年度 当初予算計 上額	事業費					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	引上げ分の地方消費税収 （社会保障財 源化分）	その他	
社会福祉費	社会福祉事業	2,916	207	0	0	127	2,582
	障害者福祉事業	20,170	7,606	0	0	879	11,685
	高齢者福祉事業	38,248	285	21,300	0	1,668	14,995
	児童福祉事業	64,581	25,361	2,000	4,070	2,816	30,334
	母子福祉事業	1,169	1	0	0	51	1,117
		127,084	33,460	23,300	4,070	5,541	60,713
社会保険費	介護保険事業	28,990	132	0	0	1,264	27,594
	国民健康保険事業	35,250	17,368	0	0	1,537	16,345
	後期高齢者医療事業	24,040	2,573	0	0	1,048	20,419
		88,280	20,073	0	0	3,849	64,358
保健衛生費	健康増進対策事業	14,535	1,085	0	30	634	12,786
	疾病対策事業	11,623	123	0	0	507	10,993
	母子保健事業	10,757	125	0	0	469	10,163
		36,915	1,333	0	30	1,610	33,942
	252,279	54,866	23,300	4,100	11,000	159,013	

※1 事業費は、事務費及び人件費（サービス提供に直接従事しない職員分）を除外しています。